



Title	監査人の認知からみた財務諸表監査
Author(s)	島, 信夫
Citation	経済學研究, 50(1), 117-140
Issue Date	2000-06
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/32189
Type	departmental bulletin paper
File Information	50(1)_P117-140.pdf



監査人の認知からみた財務諸表監査

島 信 夫

I はじめに

財務諸表監査とは、職業専門家であり独立の第三者である監査人が、企業が作成・公表する財務諸表を批判的に検証し、それに対して意見表明する過程をいう。そこに現れる監査人の行為は、監査手続の実施過程と意見を表明する報告過程に大別される。本稿が主として対象にしているのは前者の実施過程である。その特徴を挙げれば、「財務諸表は一般に認められた会計原則に準拠して企業の財政状態と経営成績を適正に表示している」という適正命題から下位の命題を摘出して、それに対する監査証拠を収集する監査手続を編成している点にある。つまり、監査人の実施する監査手続は、自らの置かれたタスク環境¹⁾の下で適正命題の正否という最終的な状態に到達する操作活動であると捉えることができる。

こうして見ていくと、財務諸表監査は目標状態と初期条件との差を埋める手段を研究する情報処理的アプローチ²⁾(information processing)

に近い立場から業務を遂行しているといえよう。Newell and Simon [1972] は、ハノイの塔³⁾の例から問題解決には二つの方略があることを指摘している。第一の方略は目標状態と初期状態との差異を最も縮小する手続を選択する方略(手段—目標方略)である。これは問題解決の基本的な方略であるが、それだけでは必ずしも問題を解決できるわけではない。これを補完するのが、第二の方略である副目標設定方略である。これは、第一の方略が前進的なのに対し、目標状態から副目標を設定する後ろ向きの探索に特徴がある。この二つの方略のうち、財務諸表監査は副目標設定方略を重視している。下位命題の設定、各命題の重要度の確定および監査資源の配分は副目標設定方略に基づいて行われ、立証プロセスが提示された後に、監

を事象そのものに当てはめるため、一般性をもつという利点がある。

- 3) ハノイの塔は問題解決行動の研究において頻繁に引用される事例である。それは以下のような問題を問題解決者に提示する。今、三つの杭があり、その一つに大きさが異なる五つのディスクが置かれている。ディスクは大きいものが下になるように配置されている。そしてこれらのディスクを最も離れた杭に同順序に配置する方法を探し出すのが問題である。なおディスクを移動する場合には二つの条件を満足させなければいけない。一つは移動できるディスクは杭に置かれているディスクの内、一番上のディスクだけである。もう一つの条件は、あるディスクを杭に置く場合、その下に置かれるディスクがある場合、それは移動させてきたディスクよりも小さくなくてはならない。この問題を解決するためには副目標設定方略を採用しなければならず、認知心理学において方略が重視されるようになったのはハノイの塔によるところが大きい。

- 1) 監査人が問題解決行動を遂行する際、監査人は目標状態に到達するために諸手段を講じる。適切な手段を選択するためには、監査人が直面している状況を分析しなければいけない。その状況こそがタスク環境である。したがってそれは目標状態と手段を組み合わせるという思考の形式から派生したものであり、経験に依拠しない先験的な条件が経験に適用されたものである。
- 2) 情報処理的アプローチとは、問題解決を目標状態、初期条件、作用素の選択という形式で分析していくアプローチである。このようなアプローチは問題解決を特定の事象に関連させることはせず、その形式

査人はこの方略に副って監査証拠の収集およびその評価を実施する。

この見解に従って、財務諸表監査を初期状態・目標状態・状態を変化させる作用素および制約条件のセットと解する情報処理的アプローチは確かに有益な視点を提供するであろう。特にタスク環境分析の重要性や認知スキルの有限性に対する見解は重要である。だがそれだけでは財務諸表監査を十全に記述できるとはいえないだろう。何故ならば情報処理的アプローチの事例は比較的容易に定義できる問題だけを取り扱っていて、そこでは専門知識を活用する問題は埒外に置かれているからである。そのため、専門知識(expertise)が問題解決に果たす役割、すなわち問題構造の深い理解を促す点、問題解決に向けた効果的な方略の発見、知識を手続き化する操作、問題解決を自動化する操作などを財務諸表監査の課題に組み込む必要がある。最近の研究では、情報に対する感受性、タスク環境の条件を記述する能力の差異、問題状態から目標状態に近づける手続きの選択に関する戦略の選択状況や新知識の獲得なども専門知識と関わっていることが報告されている。さらに監査人の知覚・手続きに関係するプロダクション⁴⁾に関す

る知識・思考や学習などの多様な認知現象と専門知識との関係を明らかにすることも財務諸表監査の研究課題となろう。

ここで財務諸表監査の研究課題を整理すると以下になるだろう。監査人が目標状態である意見形成をなしえるプロセスを解明すること、特に監査人の専門知識を中核にして監査人の多様な認知現象を制御・統合する仕組みを明らかにすることが課題となる。この課題に取り組むためには、タスク環境の情報を貯蔵する短期記憶(short-term memory)ではなく、過去に獲得した専門知識を貯蔵、想起する長期記憶(long-term memory)に注目する必要がある。また情報の貯蔵だけでなく、有意な情報の選択や思考も取り扱う作業記憶(working memory)と長期記憶との関係を明らかにすることも課題となろう。何故ならば、専門知識が必要な問題に関しては、問題の表層の背後にある問題構造に基づいて問題を再構成することが求められ、問題解決に必要な情報もこれに基づいて収集され、この点に専門家/初心者の差異が認められるからである。すなわち先験的な知識に基づいて情報収集が制御され、それによって問題解決の熟達度が異なってくるのである。それ故監査人の問題解決は先験的な知識を貯蔵している長期記憶に大きく依存し、監査人の問題解決を改善するためには知識の保存形式を改善することが不可欠である。なお財務諸表監査における問題解決を考察していく上で留意しなければいけない点がある。それは監査人の問題解決行動という事象を監査人の心理に還元することはできないということである。すなわち監査人の行動は「社会環境、社会制度やその機能様式の参照なしでは説明できないので、心理学的または行動主義的分析への還元は不可能となる」〔富塚 1988 106頁〕。そして社会制度の中には、成文化されたものだけではなく、社会で広く通用している実践が含まれている。財務諸表監査を社会制度として理解すると、一般的・客観的な状況を念頭にする必要があり、個人の主

4) プロダクションは条件を示すifと実行(行為)を示すthenで構成され、認知心理学では問題解決や推論を考察する際に適用されてきた。認知心理学にプロダクションを適用することに貢献したのは、コンピュータプログラムにも造詣が深いSimonであった。その後、問題解決や推論とは別に論じられてきた記憶がそれらと関係するという視点が導入され、プロダクションは知識の表現形態として位置づけられるようになってきた。例えば、思考の適応するプロセスを分析しているAndersonは記憶に保持されている知識が問題解決の仕組みを規定すると主張し、その知識も手続き的知識(procedural knowledge)と宣言的知識(declarative knowledge)に二分した。前者はプロダクションに該当し、行為や手続きの次元で現われ、後者は概念などに代表される表現可能な知識である。そして手続き的知識は宣言的知識から編集される。知識をこのように分類したのは、問題解決能力をプロダクションの有無で分析し、その能力の発生プロセスを明らかにするためである。

観である心理に還元し尽くすことは不可能である。すなわち財務諸表監査は社会に参加する人々の実践であり、その形成は個人の心理、例えば期待や選好を原因としているのではなく、逆に個人の心理は実践から形成されるのである⁵⁾。したがって財務諸表監査を理解するためには、その実践に参加する人々の行為がどのように調整されるかを明らかにしなければならない。しかし、このことが直ちに心理学的アプローチを否定するわけではない。何故ならば、解釈に基づく行為が調整を通じてその結果を監査人が受容する時、解釈を変更するプロセスが課題として残るからである。したがって、あくまで否定されるのは、社会現象を個人の心理に還元する方法論、個人の心理が社会制度を一方的に規定する方法論である。そして肯定されるのは、監査人は社会で成立している機能様式を前

提にして意思決定を行ない、自らの行為と機能様式との整合性を評価することで自らの解釈を再検討していくプロセスを重視する方法論である。このプロセスが自然に発展していくことを制度の利点と見なす制度主義を本稿では支持する。本稿ではこの立場から監査人の問題解決行動を分析していく。先ず問題解決を実践の次元に具現化したものとしてリスク・アプローチを取り上げ、それを監査人の主観的側面に移転する際の問題点を明らかにし、最後に監査人の問題解決行動を分析することにする。

Ⅱ 問題解決の社会制度的側面：リスク・アプローチの分析

リスク・アプローチとは、「監査人が財務諸表に関して不適切な意見表明をする可能性である監査リスク」を一定水準に統制することで、監査業務の信頼性を確保する手法である。財務諸表監査においてリスク・アプローチが重視されるのは、リスクが監査意見形成の蓋然性を規定するからである。監査人は、その業務において過誤採択する可能性をリスクとして捉える。すなわちリスクは監査意見形成の蓋然性の補数となり、これを統制することで監査意見形成の蓋然性を規定する手法こそがリスク・アプローチなのである。このアプローチでは、リスクの存在を前提にした上で監査業務を組み立てることに特徴がある。つまりリスク・アプローチは、問題解決の目標を監査意見の蓋然性に置き、それを効率的に達成する監査業務を構想するアプローチなのである。その指向するものは、監査業務の有効性と効率性を同時に達成すること、つまり監査業務の合理化にある。そしてこれを手続きの次元に具現化する際には、適正命題から下位命題を導出するプロセスに基づいている。すなわちリスクの分析に階層を設けているのである。

リスク・アプローチでは、リスクを財務諸表水準から個々の勘定残高あるいは取引クラスの

5) 社会現象を心理学的要因に還元する心理学主義に対する問題点として、富塚〔1988〕は三つの点を指摘している。第一の問題点は、心理学主義は社会現象を個人の心理に還元するため、社会制度の変化によって人間の心理が変化する様を捉えることはできない。心理主義は社会のレベルではじめて現われる現象を否定するため、個人と社会の関係を捉える視点が一方方向しかもてない。したがって個人と社会の関係が双方向であるという理解ができない。第二の問題点は、個人の心理に反する現象が生じてても、心理主義はそれを説明できない。例えば消費者がある財に対して購買欲をもつ場合、心理主義では消費者はその財をより安く購入するという説明をするであろう。これが間違いであることは明らかであろう。第三の問題点は、ポパーの三世界論を下敷きにした批判である。心理主義は理論の発見、その生成を個人の心理に求めるものである。これが問題なのは有限な人間が真理へと歩みを進めていくことを阻害するからである。真理へと歩みを進めていくためには、客観的な理論の世界である第三世界における批判的討議が不可欠である。それ以外にも、心理学主義は個人の心理に力点を置くが故、相対主義的傾向を助長し、社会の次元で行なわれている行動パターンがあることを説明できない。これらを整理すると、心理主義は独断的なアプローチとなる傾向がある。この欠点を逃れるため、本稿では客観的な状況を設定する制度主義を採用している。

水準へと定めていく。そしてそれぞれの水準で考慮される要素は異なる。一般的に、財務諸表水準では重要性および監査リスクが考慮され、個々の勘定残高あるいは取引クラス的水準では、先の二つの他に、固有リスク、統制リスクおよび摘発リスクが考慮される。これは、財務諸表水準では監査人が直面している問題状況における目標を設定することに重点が置かれるのに対して、個々の勘定残高あるいは取引クラスの水準では、設定された目標水準と初期条件との差を認識し、それを埋め合わせる手段を選択することに重点が置かれるからである。

問題解決という観点からこのようなリスク・アプローチの特徴を整理すると、以下の三点に整理されよう。第一の特徴は、問題状況に応じて目標を画定する機能にある。これは、具体的には重要性および監査リスクの設定に該当する。第二の特徴は、設定された目標と初期条件との差を認識する点にある。すなわち問題解決に必要な情報を確定し、それに基づいて初期条件を評価する手続きが組み込まれているということである。これは具体的には固有リスクおよび統制リスクの設定に該当する。第三の特徴は、目標状態と初期条件との差を埋め合わせる作用素あるいは手段を選択する指針を示し、監査人が遂行する行為を評価する基準が手続きの中に組み込まれている点である。これは具体的には摘発リスクの設定に該当する。以下、それぞれの特徴を検討してみよう。

①問題状況に応じて目標を確定する機能：重要性、監査リスクの設定

リスク・アプローチは、問題解決に求められる水準を設定し、それに基づいて監査手続を編成する点に特徴がある。これによって、監査人は目標と個々の監査手続を関連づけることができるだけでなく、たとえ監査業務が複雑化して分化が進んでも、監査人は業務の統一性を確保することができるのである。監査人がこのアプローチを採用する場合、監査人は先ず目標状態

の設定に取り組まなければいけない。これには二つの手続きが必要となり、重要性および監査リスクの設定がそれに当たる。この二つは、それぞれ独立に設定されるものではなく、同時制約的なものとして設定される。つまり重要性と監査リスクは相反関係にあり、一つが設定されれば他方も同時に設定される関係にある。例えば重要性として決定される金額が少額であれば、それだけリスクに含まれる範囲が拡大することになる。だから目標を画定する機能を分析するためには、重要性と監査リスクをそれぞれ検討する必要はないのである。ここでは重要性の設定を中心に話を進めていく。

監査計画編成時に重要性を決定する方法として、監査人は二つのアプローチを採ることができる。一つはトップ・ダウン・アプローチであり、もう一つはボトム・アップ・アプローチである。前者は、財務諸表水準での重要性を決定し、個々の勘定残高あるいは取引クラス毎の重要性を割り当てるアプローチである。その特徴は、財務諸表監査全般における重要性を先ず決定して、その枠内でより詳細な個別勘定残高あるいは取引クラスの重要性を設定することで問題解決の統一性を保っている点にある。これに対して後者は、個々の勘定残高あるいは取引クラス毎に重要性を決定し、それらを統合して財務諸表水準での重要性を算定するアプローチを採っている。そこでは、トップ・ダウン・アプローチで下位に置かれていた個別の重要性を整理した上で全体での重要性を明らかにしていく方針が貫かれている。そのどちらを監査人は採用しているのか、あるいはどちらを採用するのが監査実務の有効性を確保する上で望ましいのかは一概にいえない。それはタスク環境と監査人の知識によって異なるからである。ただし監査人が監査実務を定型的なものにしようと努めれば、監査人はトップ・ダウン・アプローチを採用するであろう。何故ならばトップ・ダウン・アプローチは問題を体系的に整理しており、それに従えば監査人は滞りなく監査実務を遂行

できるからである。そこで以下、トップ・ダウン・アプローチによる財務諸表水準での重要性および個々の勘定残高あるいは取引クラス毎の重要性を決定する際の特徴をみていこう。

財務諸表水準で重要性を考慮する目的は、財務諸表水準での蓋然性に関する合理的な保証をえるためである。この水準での重要性は、個々の勘定残高あるいは取引クラス毎に下される監査判断を全体水準で統制し、評価するために行われる。そのため、監査判断の質の補数である監査リスクと関連づける視点が必要となる。監査計画編成時には、「監査プロセス固有の限界内で、財務諸表に重要な虚偽記載が存在しないかに関する合理的な保証をえるのに十分な証拠を入手すると予期される方法で、適切な低水準の監査リスクに関する判断と重要性に関する予備的な判断を形成」することが課題となる

[AICPA, Auditing Standards Board, *Statement on Auditing Standards No.47*, 1988, AU Sec 312. 12]。また財務諸表水準での重要性は財務諸表毎に設定されるから、複数の重要性を設定することが可能となる。だが各財務諸表は相互に関連するので、一つの重要性を用いることで手続きの煩雑さを解消できる。その際、それらの内で最低水準の重要性が選択される。例えば約10万ドルに集計された虚偽記載が利益に重要な影響を与え、約20万ドルに集計された虚偽記載が財政状態に重要な影響を与える場合があるとする。この場合、監査人が約20万ドルに集計された場合だけを重要な虚偽記載と認め、それを基にした監査手続を設定することは適切とはいえない [Ibid., AU Sec 312. 12]。

個々の勘定残高あるいは取引クラス毎の重要性は、財務諸表水準でのそれに比べて、監査手続との関連が重視される。この水準での重要性を設定する目的は、①有効な監査手続の選択、②監査手続の実施時期および③監査手続の範囲を決定することにある。また勘定あるいは取引クラス間の関係も考慮しなければいけない。それは、関連する勘定残高あるいは取引クラスで

設定される重要性次第で、監査リスクも異なってくるからである。その場合には、他の勘定残高あるいは取引クラスにおける虚偽記載の金額と合算した場合に財務諸表に対して重要であると監査人が考える虚偽記載を摘発できるように手続を設計しなければいけない [Ibid., AU Sec 312. 18]。これによって、監査人が設定する目標に相互関連性がある場合には、その関連性に基づいて監査手続を実施することが可能となり、監査手続の効率性も同時に達成できる。

②初期条件を評価する機能：固有リスク、統制リスクの設定

固有リスクおよび統制リスクの評価は、リスク要因の決定およびそれが及ぼす影響を評価することが主要課題となる。そのためには、各勘定残高あるいは取引クラスのリスクに関する情報を確定し、それを体系化する視点が必要となる。また一度でもこのような知識を組織化できれば、監査人はそれを利用することで変容する監査環境に対して定型的な手続きを編成できるだけでなく、監査人が継続的に学習できる枠組としても知識の組織化は役立つ。

固有リスク評価の目的は、「関連する内部統制が存在しない場合、財務諸表項目に顕在化している主張に重要な虚偽記載が生じる傾向」を評価することである [Ibid., AU Sec 312. 20]。そこに含まれるリスク要因には、勘定残高あるいは取引の特性、マクロ水準での経済状況、被監査会社が属する産業や企業水準での経済状況などがある。これらのリスク要因を分類する際には、特定の勘定残高あるいは取引クラスとの関連、複数の勘定残高あるいは取引クラスとの関連によって分類される。

その分類が終了した後に、その影響を測定しなければいけない。その代表的な方法としては分析的手続(analytical procedures)がある。分析的手続とは「財務データ間および非財務データ間の合理的な関係を調査することにより、財

務情報を評価する」手法である〔AICPA, Auditing Standards Board, *Statement on Auditing Standards No.56*, 1988, AU Sec 329. 04〕。そこには、データ間に合理的な関係が存在し、それに反する状況が生じない限り、合理的な関係が継続するという基本前提がある。つまり情報処理をパターン化する手続きが分析的手続だといえる。したがって分析手法の中心になるのは、傾向分析や比率分析などである。このようなパターン化を通じて、①被監査会社の業務の理解や取引や経済事象に関する監査人の理解を深めること、②リスクが生じる領域に対する注意を喚起することが可能となる〔*Ibid.*, AU Sec 329. 06〕。

統制リスク評価の目的は「財務諸表項目に顕在化している主張に重要な虚偽記載が存在していても、内部統制がそれを適時に防止、摘発しない危険性」を評価することにある〔AICPA, *op.cit.*, AU Sec 312. 20〕。これは、具体的に内部統制の理解、統制リスクの評価、統制テストの実施による統制リスクの再評価によって遂行される。そのプロセスには二つの範疇がある。第一の範疇には、リスク要因を体系化することで手続きを合理化する仕組みが入る。これは定型化によって監査判断の負担を軽減する役割を果たす。内部統制の理解および統制リスクの評価がこれに該当する。第二の範疇には、情報を基に推論を適用して、リスク評価を再検証する段階が入る。この中には、統制テストの実施による統制リスクを再評価する段階が入る。

リスク要因を体系化できるのは、内部統制の特質による。これは、内部統制は目的に適合するように組成されているからである。内部統制は「財務報告の信頼性、事業の有効性と効率性、適用される法規の遵守という三つの目的を達成していることを合理的に保証するために設計されたプロセス」によって組成される〔AICPA, Auditing Standards Board, *Statement on Auditing Standards No.78*, 1995, AU Sec 319. 06〕。つまり内部統制は、選択された目的およ

びそれに基づいて創出された条件を階層化することで組成される。また取締役会や経営者、従業員はその組成された条件に基づいて行動する。このリスク要因の体系化に基づいて、内部統制の理解と統制リスクの評価という二段階で内部統制の整備状況の評価を実施する。

内部統制の理解の段階では、①統制環境(control environment)、②リスク評価(risk assessment)、③情報と伝達(information and communication)、④モニタリング(monitring)、⑤統制活動(control activities)について、監査人は理解する。これらは経営者が事業目的を達成するために整備するものである。それぞれについて、監査人は財務諸表監査に関係する情報を選択しなければいけない。当然、その選択は立証プロセスに基づいて行なわれる。何故ならば内部統制の理解は適切な監査判断を下すために行われるものであり、それを達成できれば充分だからである。これを達成するために、監査人は、内部統制の理解の範囲を確定し、それに基づく評価を実施しなければいけない。すなわち「財務諸表監査に関係する統制は、一般に認められた会計原則あるいはそれ以外の包括的な基準に準拠して作成される外部報告目的の財務諸表作成に関する統制」になり〔*Ibid.*, AU Sec 319. 10〕、その上で考慮すべき事項として、「監査手続の適用段階で監査人が評価あるいは利用するデータが事業の有効性と効率性や適用される法規の遵守といった内部統制の目的と関連する場合には、それは監査に関連する」ものとして評価する必要がある〔*Ibid.*, AU Sec 319. 11〕。これによってもたらされる利点としては、監査業務の分化と統合を手続きの中で体现化されるということである。監査業務の分化はリスク要因の識別に具体的に現れているが、それは監査人の知覚の範囲を確定化することで手続きを定型化でき、監査人は非定型的な業務に専念できる。また監査業務の統合は具体的には内部統制を五つの目的の下に理解するという形態に現れているが、その利点は監査人が実施した手続き

を目標状態から乖離させないで済むという点にある。このような分化と統合によって、監査人は自らが利用できる資源と監査環境との整合を図ることができる。

内部統制の理解に続いて、統制リスクの評価が行われる。統制リスクの評価の目的は、内部統制の理解からその強度を見積もることである。その見積り方法は、内部統制の理解で設定された体系下にある要点を選択し、その事前確率に基づいて行なわれる。そこで、内部統制の理解と統制リスクの違いを整理すると以下のようになるだろう。その違いは、内部統制の理解は体系を成立させる枠組の形成に重点が置かれるのに対し、統制リスクの評価ではその枠組に準拠した事前確率の設定に重点が置かれることに現れる。そして統制リスクの評価は以下の事項に留意して実施される。

- ・過年度の監査実務の知識
- ・被監査会社の職員に対する質問
- ・被監査会社の文章および記録の閲覧
- ・現場に出向いて取引の処理プロセスを視察
- ・被監査会社の政策、手続きの諸規定をレビュー

統制リスクの評価に続いて実施されるのが、統制テストである。統制テストの目的は、統制リスクの評価を吟味することで初期条件の設定を精緻化することにある。ここでの手続きは、基本的には統制リスクの評価時に適用された手続きと同一である。だが統制テストでは「内部統制の理解の段階で実施した手続きを拡張して適用する」点で、内部統制の理解と異なる。このような違いが生じるのは、統制テストは仮説検定をすることに主眼が置かれているからである〔千代田 1998 401頁〕。

③問題解決の手段を評価：摘発リスクの設定

ここでは、設定された目標と初期条件との差を埋める手段を選択する指針を提示することに重点が置かれる。リスク・アプローチでこれに該当するのが、摘発リスクの設定である。その

関心の中心は、試査を採用することに伴う立証形式の不確定性、適切な監査手続の選択、監査手続の誤用および監査結果の不適切な解釈を統制して、監査判断の有効性を確保することにある。つまり摘発リスクの設定は、重要性および監査リスクによって設定された目標と監査環境を固有リスクおよび統制リスクによってパターン化された解決すべき事項を受けて、監査人が設計する監査手続および監査判断の指針を示すのに役立てられる。したがって統制リスクは、監査手続と関連し、それを統制することになる。

Ⅲ 問題解決行動における監査人の主観的側面

前節では監査人の問題行動を客観的にみるために、社会制度からみた監査人の問題解決行動をみてきた。そこにおける観点は、社会現象を心理的側面に還元することを避け、客観的な状況の下で監査人の行動を分析することに置かれていた。またこの立場は、社会制度が人間の心理に影響を与えている点も考慮している。本節ではこの点に関する観点を取り上げていく。

社会制度が客観的状況を規定する中で、監査人の認知を研究することの意義はどこに求められるのだろうか。監査基準をはじめとする社会制度は一般的・抽象的に監査を規定するものであって、個々の監査人が実施している監査の具体的手続きを決定するものではない。それを決定するのはあくまでも監査人であるから、当然、監査人は自らの解釈によって監査を実施することになる。監査人の行為の結果は社会制度の場でその良否が決定されるものであって、それは監査人の心理の反映ではない。したがって監査人の認知研究が有意義であるとすれば、個々の監査人の心理が社会制度を規定するような還元的な態度に求められるのではなく、社会制度で規定される客観的状況を個々の監査人が解釈する形式を明らかにし、自らが決定した行為の結果を受容して学習することを主題とする時

である。その時、社会制度と解釈形式としての監査人の認知を混同することが回避され、解釈の形式である認知を社会制度によるテストを通じて向上させることも可能となる。

これに従って監査人の問題解決行動における主観的側面を分析すると、五つの観点からそれを分析することができる。

第一の観点は監査人による問題構築である。これは、監査人が客観的状況を解釈して具体的な問題を構築し、それを解決する作用素を選択することを対象としている。第二の観点は経験的事象の表現に関連する。これが問題になるのは、監査人が導いた作用素を評価する際である。監査人は観察した経験的事象と作用素の結果を比較する手続きを実施していくことになるが、その手続き中に重大な問題が含まれている。それは監査人の観察に含まれる主観的要素を排除しなければいけないことである。そのため措置を設定することが、ここでの主要課題となる。

残る三つの観点は、監査人の認知と対タスク環境との関係を問題にしている。これについては、Peters [1990, 1993] による指摘が参考になろう。彼が監査人の主観的側面で重視しているのは、監査人の認知能力には限界が認められるという点である。これは二つの観点から分析される。第一点は監査人の認知現象がタスク環境に適応するように調整されていること、第二点は認知資源の有限性に対処するために認知資源の配分が重要であるという点である。そこで第三の観点は対タスク環境適応からみた監査人の主観的側面と整理でき、第四の観点は監査人の認知資源配分と整理できる。だが彼の分析では監査人の専門的知識を獲得する学習を十分に捉えることはできない。確かに第三の観点である対タスク環境適応の中には経験を通じて既存の知識を改善していることは認められる。しかし、タスク環境を通さなくてもアナロジーなどによって監査人の知識を改変する方法がある。第三の観点ではこれを扱えないので、第五の観

点として専門知識を獲得する学習を独立した観点として取り扱う。

① 監査人の問題構築に関する考察

本稿では、監査人が問題解決行動をする際、監査人は先験的に問題構造の形式を設定しているという立場を採用している。これに対する代表的な反論に経験主義的な立場があるだろう。監査人の知識形成において経験を重視する立場では、①監査人は外部の事象を直接的に知覚し、それを帰納的に収集し、②監査人は直接的に経験したことを基にして概念およびその諸関係を形成することを前提にしている。したがって経験主義的な立場では経験に先立って問題構造の形式が成立することはありえない。

だが経験主義的な立場を支える二つの前提はその内部に論理的困難を抱え込んでいて、それを解決できなければ経験主義的な立場は論理的に破綻する。その主要な論理的困難さとして、ここでは以下の二点を挙げる。第一点として、直接経験と帰納法の両立不可能性が挙げられよう。直接的な経験とそれが反復していると同定する帰納法は両立しない。何故ならば何回目かの事象が以前にも生じていたと認めるためには、監査人はそれを知覚する以前に反復しているという観点を持たなければいけない。そのような観点は、反復を成立させるものだが、直接経験に反するものである。したがって直接経験と帰納法は両立不可能である。第二点として、帰納法と監査人の知識との区別が挙げられる。帰納法では、監査人が経験した事象が多いほど、それだけ監査人の知識は妥当性を得るという立場に立つ。そしてここに問題が内在している。帰納法が対象としている事象は過去・現在までに生じた事象であり、将来の事象については除外されている。したがってその妥当性は時間・空間に関して制約がつく。だが監査人の知識は時間・空間に制約を設けずに一般性を有するものであり、これを無視している帰納法を監査人の知識形成の方法として認めるわけには

いかない。

そして本稿では経験主義的な立場に立つ限り、その解決は困難であると理解し、監査人は先験的に問題構造の形式を設定する立場を支持する。そして、監査人が設ける問題構造の形式を理解するには、制度主義と監査人の可謬性を前提にした解釈する主体としての監査人が課題となろう。

制度主義においては社会現象を個人の心理に還元することを慎むが、それが直ちに監査人の主観的な構想を否定することにはならない。それどころか、様々な社会制度は、監査人の主観的な構想を企てる条件を保障するだけでなく、そのような構想を具現化する素地も与える。社会制度は特定の監査人の構想を根拠にして成立しているのではなく、それは様々な構想から独立して成立している⁶⁾。その結果、特定の構想が強制されることはなく、どの構想も公平に取り扱われる。だが独立性だけでは多様な構想を展開するには不十分である。そもそも財務諸表

監査をはじめとする社会現象には規範的な側面が認められ、一定の価値観に基づく構想はそれを他の構想に優先させ、他の構想を禁忌するという自由のパラドックスがある。このような構想の傾向を迎えるのが、各構想に対する社会制度の優先性である。特定の構想が他の構想を隷従させる場合にはそこには構想を練り上げる自由が保障されず、結果として自由を保障する社会制度に抵触することになる。その場合には社会制度が特定の構想に対して優先的に適用される。社会制度の優先性の下で保障される独立性があつて、監査人は自由に構想を企てることができる。さらに社会制度は価値構想から中立的に存立しているわけではない。監査人の構想は白紙の状態から練り上げられるものではなく、幾多の変遷を経てきた社会制度の中から監査人は問題を読み込んでいく。すなわち監査人の構想に先立つ社会制度が存立することで監査人の構想は可能になり、それぞれの監査人の構想は社会制度によって公平に取り扱われる。すなわち社会制度は、構想を練り上げる次元から独立し、特定の構想を支持するものではないが、監査人が解釈する基盤を与え、その構想を練り上げる条件を整備することで、監査人の構想を持続的に成長させることを可能にする。

このような社会制度の存立は、監査人の可謬性とも整合する。上述したように社会制度の存立は、監査人に自由な構想を許容する。可謬性を認めること、それは自己の構想に包摂されない視点があることを許容することであり、多様な構想が社会制度の保障の下で展開され、社会制度の強制的側面によって自省的に成長していくことになる。これに対して、監査人の無謬性を標榜すれば、社会制度の下で構想を練り上げる条件を整備すると同時に自己の解釈を問い続けながら構想を練り上げる自由は破棄される。無謬性を標榜すること、それは、普遍的に適用できる目的と手段の組み合わせを確定することであり、他の組み合わせを禁止する。したがって無謬性は自由な構想を否定することになる。

6) 制度主義に対する言及としては、Demeski [1988] による実証会計学(Positive Accounting Theory : 以下PATと略) 批判が挙げられよう。それによると、PATの功利主義的人間像では、会計基準および監査基準のようなルールを外部の機関に委ね、そのようなルールの下で経営者の裁量で会計方針の選択が認められるかが明らかにならないと指摘している。なるほど、PATが前提にしている功利主義的人間であれば、自己の目的を最適化する選択だけを重視するから、上述の行為は功利主義的人間像には合致しない。それに対する反動として、Tinker, Merino and Neilmark [1982] による史的唯物論に依存するのも問題であろう。それは社会の利害対立を階級利害と位置付け、その調停は困難であるとする。それに対しては、Popper [1945] の三段階の手続きによる歴史法則の反駁やその成功報酬的な倫理に対する批判がある。また階級社会論は、目的のために手段を選ばないという暴力性を秘めている。だから本稿では史的唯物論には依拠していない。方法論的個人主義を維持しつつ、功利主義的人間像を回避する方法として、本稿では制度主義を採用している。

さらに無謬性を支持できない状況も生じている。Hogarth [1991] が指摘しているように、監査業務の中に多数の目的が含まれているだけでなく、その繋がりが不明瞭になる場合には、目的と手段の組み合わせを確定することは困難である。これらを考慮して、本稿では監査人の可謬性を支持する。

制度主義および可謬性を前提にした監査人の問題構築ではどのように課題を提示できるか、それでは整理してみよう。可謬性をもつ監査人が自己の視点に包摂されない視点があることを認めた上で、社会制度を解釈することで問題および自己の構想を引き受け、それを持続的に展開していくことと課題を設定できよう。

② 経験的事象の表現に関する考察

監査人は初期条件および仮説から構成される前提から結論を導き、それを経験的事象の観察と比較し、結論を受容するかを決定する。ここで問題になるのは、経験的事象の観察あるいは観察言明である。一般的にわれわれの観察は「何らかの先入観、価値観、過去の経験などの影響や人間という生物自体に内在する何らかのメカニズムによって制約を受けている」[富塚 1997 22頁]。すなわち理論と同様に観察も批判の対象となるのであり、観察それ自体も仮説の扱いを受けなければいけない。そのため、監査人は自身の観察に客観性を保障する措置を講じなくてはならない。

これには大別して二つのアプローチあると考えられる。一つは監査人の経験あるいは観察の精度を向上させてその信頼性を確保する方法である。すなわち観察の基盤を磐石なものにし、その仮説的特徴を払拭する方法を採用するのである。この方法に立っているのがAAA [1973] である。命題の真偽を明らかにするものとして知覚・経験にそれは着目するが、「純粋な知覚」は存在しない。そこで知覚を統制する方策を講じなければいけない。その方策として相互主観性および観察の誤謬の原因に対処することを挙

げている。だがこれが知覚の絶対性を保証するかは疑わしい。何故ならば相互主観性は複数人による観察の結果が同じであればその観察の信憑性が認められるという立場であり、そこでは帰納法的態度に基づくものであり、未知の事象に対する観察結果までも保証するものではないからである。また「純粋な知覚」を妨げる先入観や価値観などは観察の誤謬の原因となるが、相互主観性は、観察結果が同じであることをもって多数の人々が抱えている先入観や価値観を保全してしまう危険性もある。これはAAA [1973] が帰納法的態度を無条件に支持していることによる。

以上より、監査人の経験あるいは観察の精度を向上させて信頼性を確保する試みは断念されなければいけない。この失敗の轍を踏まないためには、観察には様々な制約があることを認めた上で、その観察言明を仮説として受け止める方法論的態度が必要になる。そのためには仮説を批判的に検討する機会を設ける必要があるが、これを実現するのが言明の機能である。これを検討すめために、AAA [1973] が十分に検討していなかった観察／観察言明を峻別する方法が必要となる。そこで以下、観察／観察言明の峻別の必要性、観察言明の次元で必要とされる基準を明らかにしていきたい。

観察言明が観察から峻別されるのは、観察言明が観察とは独立して成立する行為だからである。観察言明は伝達に関する行為である。伝達は「言語コミュニティの行動様式に合致している場合に正当性がある」[Sellars 1997: 74]。そして観察言明が指示する概念には、その論理形式だけでなく、その観察が特定の出来事に留まるものでなく、一般的条件を充たしていることまで含んでいる。つまり観察言明は監査人による個別的な観察を言明という一般的な形式に変換するものであり、それによって観察の妥当性を批判的に検討できるのである。そして観察言明をめぐって批判的に検討できるのは観察言明では充足すべき形式があるからであり、その

結果、形式に基づいた観察言明の批判的検討によって観察者の誤りを排除でき、観察に客観性を付与することが可能となる。

③ 対タスク環境適応からみた監査人の主観的側面に関する考察

監査人の主観的側面から財務諸表監査をみると、問題構造の理解、目標状態に到達するまでの制約条件および作用素の選択に専門知識が重要な役割を果たしている。このような専門知識の機能を整理すると、①初期状態から目標状態に近づくための作用素を選択する基準は先験的に決定されていること、②タスク環境からのフィードバックから知識を整理・修正することの二点にまとめられる〔Anderson, Koonce and Marchant 1991, 内藤 1995〕。特に推論を適用する場面では、専門知識の機能が強く現れる。財務諸表監査における副目標設定方略では上位命題から下位命題を導出していくため、この方略ではまず監査証拠を収集して下位命題を立証し、今度はそれを前提(premise)にして妥当な結論(conclusion)を導いていくという操作を繰り返していく。したがって前提から妥当な結論を導く推論を抜きにして財務諸表監査は成立しないのである。そこで妥当な結論を導く推論の条件は何であるか。それは、推論の論理的形式を遵守することと論理的形式に現象を当てはめるという二点に整理できよう。この二点ともに専門知識に関係する。何故ならば、専門知識は命題の論理形式を経験に適用することを機能としているからである。だから専門知識と推論の関係のみていくことは、財務諸表監査自体の有効性を確保する要因を分析することなのである。

ところで人間が推論を適用する場合、人間はヒューリスティックス⁷⁾(heuristics)を用いるた

めにエラーやバイアスといった現象が生じる⁸⁾。またヒューリスティックス以外の要因も推論に影響を与える。その中でもコンテキストおよび知識は、思考に具現性を与えることで問題を迅速に処理する⁹⁾。例えば知識を利用した推論は「直観的な判断や談話理解といったありふれた処理過程の基本になっているもので、迅速で、特に努力することなく無意識のうちに行われる」ことを特徴としている〔Johnson-Laird 1983=1995 p.127:訳 148頁〕。したがって監査人の推論の問題は以下のように述べるができるだろう。タスク環境に適応するようにヒューリスティックスがどのように修正されるか、監査人が直面するタスク環境の下でヒューリスティックスおよび専門知識がどのように関係するか、また推論の修正が知識の修得および知識構造の変革を促すかを検討すること、これが課題となろう。

上で述べたようにヒューリスティックスは論理的妥当性を保証するものではない。だが人は時としてヒューリスティックスが論理的妥当性

論理的に正しい推論を適用しているわけではない。特定の文化圏に属していればその文化的要因が強く反映された推論を適用する傾向があり、特定の推論形式を利用する課題では高い正当率を誇る半面、別の課題では正答率が低い場合が報告されている。このような人間に固有の推論方法や発見法をヒューリスティックスという。

- 8) 定言的三段論法を用いた推論では、①否定的前提があれば否定的結論を容認する傾向があること、②特称の限量子を含む前提があれば特称の限量子を含む結論を選択する雰囲気効果が認められる。また、前提の名辞の配列によって被験者が提示する結論が異なる格効果や4枚カードの正答率の低さやマッチング・バイアスなども報告されている。詳細については、Woodworth and Sells [1935], Frase [1968], Johnson-Laird and Steedman [1978], Johnson-Laird and Wason [1970]を参照。
- 9) 優れた読書力にはコンテキストおよび世界に関する一般的な知識が必要であることが、Oakhill [1982]によって報告されている。

7) 所与の条件から解を発見する場合、人間は必ずしも

を欠いていてもそれを保持し続ける傾向も示す。その一方でヒューリスティックスは論理的妥当性を欠いていても正答を得る場合もある¹⁰⁾ [Anderson 1980]。したがってヒューリスティックスの有用性は経験的なものに留まる。だからヒューリスティックスを適切に修正する機会を設けることが必要になる。その機会は二つに分類される。第一の機会は思考に属するヒューリスティックスを専門知識に結びつけることでヒューリスティックスを修正し、タスク環境にヒューリスティックスを適応させるものである [Klayman and Ha 1987]。これが生じるのは、専門知識の形式は概念の関係と深く関わっていて、ヒューリスティックスの形式と専門知識の形式を比較できるからである。第二の機会は、ヒューリスティックスを基に決定した行為に対するタスク環境からのフィードバックによってヒューリスティックスを修正するものである [Hearth 1981, Klayman 1984]。特に継続的に同様の問題に対処する場合には、このような機会も多い。ヒューリスティックスに誤りがある場合にはそれは修正されるだけでなく、問題構造の変革を通じて知識も変化する。どちらの場合でも体系化された専門知識とヒューリスティックスとの間には相互作用がみられる。そこで、ここでは専門知識とヒューリスティックスの関係をみるために、ヒューリスティックスの係留性(anchoring)と補正(adjustment)を取り上げてみよう。

係留ヒューリスティックスとは、人間は保持しているヒューリスティックスに固執する傾向があり、環境変化を示す情報が与えられてもヒ

ューリスティックスを補正できない属性をいう。このような属性はタスク環境と認知活動の調和的關係を阻害する要因になるのはいうまでもない。そしてこの属性が様々な監査手続で現れていることが報告されている [Joyce and Biddle 1981, Kinney and Uecker 1982, Biggs and Wild 1985, Butler 1986]。これを修正するのが補正ヒューリスティックス(adjustment heuristics)である。この機能に注目が集まったのは、タスクの論理的形式が同一であっても、取り上げる題材の内容によって推論の結果が異なってくる事例が報告されたからである。これは、先験的な形式であるヒューリスティックスだけでは完全に機能せず、これを経験に関係づけることで機能するからである。そしてヒューリスティックスと経験を結びつけるのが事象の関係を整理する専門知識の探索なのである。

これと同様のことは、監査人が実施している監査手続についても生じている。Joyce and Biddle [1981] はコンテキスト条件を曖昧にして被験者に経営者不正の見積もりをさせた場合に、被験者は質問事項に含まれていた数字を基にしてそれを行う傾向があった。だが被験者に内部統制の整備状況を提示し、それから必要となるテスト範囲の算定を行わせたところ、被験者は内部統制の整備状況に応じたテスト範囲の算定を行った。この事例では監査人の専門知識(内部統制に関する知識およびテスト範囲と内部統制との関係に関する知識)が係留ヒューリスティックスを緩和したのである。Kinney and Uecker [1982] は準拠性テストで実施する属性テストにリスク評価の手続きを加えることで係留ヒューリスティックスが緩和されることを示した。この事例でもタスクに関する知識を適用する条件を整えばヒューリスティックスを訂正する可能性を示している。またKinney and Uecker [1982] のタスクを精緻化したBiggs and Wild [1985] も同様の結果を示している。ただし以下の点については留意しなければならない。知識はヒューリスティックスを補正するだ

10) オイラー円やベン図の例から、論理的妥当性を確保するには煩雑な手続きが必要となるため、ヒューリスティックスの手続き上の簡便さに実用性が認められる。詳細については、Johnson-Laird [1983=1995] を参照。

けでなく、タスク環境で生じている出来事を財務諸表監査に関する事象に認定し、それを初期状態として認定するかは、観察・検証以前に体系化されている監査人自身の知識に基づいている。これは監査人自身の知識は情報を探索する仕組みを予め保持しているからであり、これによって監査人はタスク環境の変化も認知する。

ここでみた推論あるいはヒューリスティックに関する監査人のタスク環境適応では、専門知識が重要な役割を果たしていたことがわかる。それでは何故専門知識が重要な役割を果たしているのだろうかという問題が生じてこよう。それは、ここまで何度か触れてきたように知識に検索機能があるからである。それによって監査人の認知現象が制御・統合されるだけでなく、監査人の問題も整理されていくからである。また監査人が新たに獲得した知識も検索機能によって体系化され、タスク環境の変化に対応している点でも知識はタスク環境に適応し、監査人の認知現象もそれを中心にしてタスク環境に適応しているのである。

④ 監査人の認知資源配分

監査人の認知現象は、タスク環境に適応するだけでなく、様々な認知現象が相互に関連しながら機能している。このような状況の下で監査人に求められる課題は、多様な認知現象に適切に認知資源を配分することである。これを解決するのが注意(attention)と戦略である。注意とは「認知資源を複数のタスクに配分すること」である[Bruning, Schraw and Ronning 1995 p.37]。戦略とは初期状態・目標状態・作用素および制約条件を明確にして、タスク環境との境界を設定していく方針をいう。そして戦略はその方針に合致するように注意を作用させることで、両者は統合することができる。

注意において特に重要なのは、刺激の受容および刺激の符号化のプロセスである。何故ならば、この二つは初期状態と目標状態の差を埋めるために構築される問題空間自体の有効性に直

接的に関るからである。そこで問題になるのは、全ての外部の刺激を等しく処理しているのか、それらを選択して処理しているのか、その場合にはどのようなプロセスで処理しているのかが挙げられよう。

本稿では、刺激の処理方法は知識を参照しながら認知資源を配分するという立場を採用する。対タスク環境で触れたように知識は多様な認知と関連しており、これは注意についても当てはまるからである。このように注意を理解すると、知識のカテゴリーによって刺激が処理されることになり、外部の刺激を処理するモジュールは交換可能であるという柔軟な注意が可能になる¹¹⁾。この場合、問題になるのはモジュールの交換がどのように行なわれるかということになる。モジュールの設定はタスク環境および情報内容に対する先験的な理解に基づくものであるから、それは被験者の専門知識を集積するだけでなく、注意を作用させるタスク環境を規定する機能も組み込まれていなければいけない。これが被験者の戦略であることはいうまでもない。そして採用した戦略によって被験者あるいは監査人の認知資源配分プロセスも確定する。例えば被験者がタスク環境で利用する情報の内容が限定的であると仮定して戦略を策定す

11) 人間の注意モデルに関しては、伝統的にはモジュールに基づいて形成されている。その代表例としては、初期選択モデル(early selection model)と後期選択モデル(late selection model)がある。前者は刺激の物理的屬性に基づいて情報選択をするものであり、後者は刺激をパターン認知した後で情報選択をするものである。すなわち、前者は情報の内容を重視しないのに対し、後者ではそれを重視する違いがある。初期選択モデルに関しては、Broadbent [1958]、初期選択モデルに対する反証子としては Lackner and Garret [1972]、後期選択モデルに関しては Posner and Boies [1971]、Shiffrin and Gardner [1972]、Sorkin and Pohlman [1973]、Shiffrin, Pisoni and Castaneda-Mendez [1974]、Shiffrin [1976]、Shiffrin and Schneider [1977]、Wickens [1980] を参照。

る場合には、情報内容の確定に多くの認知資源を配分してもタスクを改善する余地はほとんどないから、外部の刺激をその物理的特徴に基づいて情報処理を行う。その逆の場合である情報内容が問題空間の設定に関する場合には、情報内容の確定に多くの認知資源を配分することによってタスクを改善する情報内容を重視した処理を行う。したがって認知資源配分問題は被験者が構成する戦略の特徴をみていくこと、つまり被験者がタスク環境の設定・情報入手・知識集積・推論・タスク環境に対する行為の選択などの能動的な働きかけをみていくことになる。

被験者が採用する戦略には大別して三つの戦略がある [Snyder and Swann 1978]。この分類は、戦略がもつ特徴を浮き上がらせる。それは監査人の先験的な知識が経験的事実と合致させるための指針を示している。第一の戦略は確証戦略(confirmatory strategy)である。この戦略は前提から導き出した結論に合致する短称事象¹²⁾を探索する戦略である。つまり前提から論理的に出した予想が経験的な事象と合致することで前提に含まれている理論の妥当性を保証するものであり、確証戦略は帰納法を前提にした戦略といえる。第二の戦略は反証戦略(disconfirming strategy)である。この戦略は前提から論理的に導いた結論の否定である反証事象があるかを探索し、反証事象があれば前提の理論を棄却し、別の理論を前提に入れる戦略である。

この戦略は①被験者の理論には絶対的な真が保証されず、常に可謬性が生じること、②結論と合致する短称事象を数多く見出しても、そのことは理論が絶対的に真であることを保証するものではないこと、つまり帰納法が成立しないことから、誤りを速やかに修正する手続きを重視している。第三の戦略は第一の戦略と第二の戦略を混合した戦略である。

これらの戦略のうち監査人が採用している戦略はどれであろうか。認知心理学の研究によれば、一般的な被験者は確証戦略を採用する傾向がある¹³⁾。だが監査人は確証戦略を必ずしも採用するわけではない。Kida [1984] は被監査会社の概況を提示した上で被験者に被監査会社の継続性に関する予想を立てさせ、彼等の情報入手方法を調べた。それによると、その予想の違いに関らず、被験者は被監査会社の倒産に関する情報入手を実施した。また被験者の主観確率でも倒産に関する情報が考慮されていた。またTrotman and Sug [1989] は情報検索の面からKida [1984] を支持し、Butt and Campbell [1989] が報告した内部統制の理解および統制テストでも同様の結果が出た。これらの調査では、被監査会社の継続性など制度上、監査人の判断の結果が問われる事項では確証戦略が有利にならないから、被験者は仮説から導いた予想とそれが制度上の問題事項に関するかを検討して情報入手の戦略を決定していることを示している。したがって監査人の戦略は、財務諸表監査の手続きに関する知識・それに関するタスク環

12) 短称事象とは観察によって確認された事例である。これを幾ら積み重ねても時間、空間の制約を課さない普遍言明を引き出すことは不可能である。すなわち帰納法は成立しないということである。帰納法に対する懐疑はHumeによって提出され、彼は自然科学の成立にも疑問を投げかける。この疑問を取り上げ、ニュートン力学に代表される近代科学を擁護したのがKantである。彼は先験的な形式に知識の源泉を求め、自然をこの形式に当てはめることによって近代科学が成立していることを主張した。このような認識は反証主義にも受け継がれている。

13) 確証戦略については以下を参照。情報入手に関しては、Snyder and Swann [1978], Snyder and Cantor [1979], Snyder and Campbell [1980], Snyder and White [1981], Skov and Sherman [1986], 想起に関しては, Zadny and Gerard [1974], Snyder and Uranowitz [1978], Snyder and Cantor [1979], Rothbart, Evans and Fulero [1979], Cohen [1981], Berman, Read and Kenny [1983]。

境の設定を反映させたものであり、監査人が選択する行為とフィードバックによって戦略が策定されているのである。この戦略の中には、制度上問題となる情報に対しては反証戦略を採用する保守主義的態度(conservatism)も含まれる。

⑤ 学習に関する考察

監査人の問題構造で触れたように、監査人の問題構造は客観的状況たる制度の影響を受けて形成される。その特徴として、監査人の可謬性の許容と自由な構想があった。これは、監査の多面性を考慮すると、目的と手段の組み合わせを反復的に利用することが困難であることを反映している。その一方で、専門知識が求められるタスクには手続き的知識(procedural knowledge)による自動処理(automatic processing)で特徴づけられることが多い。手続き的知識は、複数の条件が連なる条件部のifとそれに対する動作を示す実行部のthenから成立し、問題状況でどのような行為を行使するかを決定する知識である。自動処理は、監査人が一定の手続きを用意して、これを普遍的に用いることで認知資源の配分を節約すること、すなわち注意の水準を引き下げることを用いる。これらは合理的な算段そのものであるから、制度主義と可謬性は斥けられるのではないだろうか。このような疑問に対しては、合理的な算段は監査人の知識の一部であることを指摘すれば足りるだろう。すなわち制度主義および可謬性は、人間の能力には限界があることを免れないが、その能力は成長していくことを指摘しているのである。だから制度主義および可謬性は、合理的な算段を知識の全体と位置づけて他の知識があることを否定する排他的態度を否定する。だが合理的な算段を組むことを知識の一部と位置づけることには反対しないのである。

手続き的知識は、概念を用いて問題を説明するより、問題を解決する手続きに向けられている。そこでの主たる関心は、監査人が予め持ち

合わせている事前確率を適切に修正することにある。この手続きが確定していれば、自動処理も達成される。これをベイズ的に表すと以下ようになる。

$$P(S, a | E) = \frac{P(S, a)P(E | S, a)}{P(F)P(E | F) + \int_0^{\infty} P(S, x)P(E | S, x)dx}$$

S : プロダクション・ルール¹⁴⁾が事象に適合している場合

a : S の場合に監査人が適用した注意水準

E : 事象

x : 注意水準

F : プロダクション・ルールが事象に適合していない場合

この数式は、確かに学習の一側面、監査人が合理的な算段を取得するプロセスを示している。だが学習はこれだけで尽きるものではない。合理的な算段を目指すこと、それは注意水準を引き下げるという利点があるが、他面においては別の観点から問題を解釈することを排除する。そのため、問題を解決する上で考慮する特質を見逃したり、問題の理解を深める機会を喪失したりすることが起こりうる。だから手続き的知識の精度を向上させる学習以外の学習も必要になる。そこで重視されるのは、監査人の自由な構想、その結果の受容および反省である。これは、主観的次元に留まる自由な構想はそこに留まる限り相対主義的な次元を抜け出る

14) プロダクション・ルールとは条件を示すifと実行を示すthenから構成される。外部の事象とifが適合していれば、thenが実施される。このようなプロダクション・ルールは単独で適用される場合もあるが、あるプロダクション・ルールのthenが他のプロダクション・ルールのifに入れられることで複数のプロダクション・ルールを繋ぐことも可能である。また複数のプロダクション・ルールが競合する場合にはそれを解消する基準も盛り込まれる。その中にはifのマッチングする条件が多ければそのプロダクション・ルールが選択される親近性やプロダクション・ルールの間に順序をつける場合がある。

ものではないが、それを社会制度という客観的な状況の次元に転換すること、つまり監査人が構想を行為に変換することでそれが評価され、監査人がその構想の是非を反省することで客観性を確保した解釈が可能になる。したがって監査人の学習では、学習をどのように行うかを問う方法論より、知識の客観性を確保するために知識を批判的に検討する態度が重視される。監査人がこのような態度をもつ上で、われわれが目にするのは反証戦略である。これは監査人の主観的な知識に誤りがあることを前提にした戦略であり、常に批判的に検討することを促す戦略である。このような戦略を掲げる監査人が学習においても同様な態度を保持すれば、知識の客観性およびその成長を図ることができよう。

IV 監査人の問題解決：知識構造からみた財務諸表監査

監査人は、監査意見の形成という目標を解決すめために、問題解決行動を遂行している。これを適切に遂行するために、先験的な視点による経験の制御・タスク環境への適応・認知資源の適切な配分といった操作が欠かせない。このような監査人の問題解決を分析するためには、知覚像である現象を一般的な言明に変換する知識と行為選択を明らかにしなければいけない。すなわち知識は知覚の制御・行為選択のプログラムとして機能する。このプログラムは短称事象の積み重ねによって導かれるわけではなく、知覚とは独立して成立している。このように知識は形式に基づいて経験を整理する自由な構想として現われる。その妥当性は客観的な形式である制度との比較によって決定される。また社会制度は常に変化しつつも、一定期間に渡って安定的に存立しているので監査人の主観的な知識を編成する根拠を与えている。そして知識はプログラムの役割を果たすことで、知覚を制御し、現象との関りを規定し、それに一般性を持たせている。

この考えに従うと、①監査人が知覚に先立って編成するプログラムの形式を明らかにすること、②そのプログラムに基づいて監査人の知覚像に一般性・因果関係を付与することおよび③学習を通じた知識構造を変革することが監査人の知識で問題になる。その中で①は監査人の知識構造の編成に関り、②および③については作業記憶および学習に関する。

① 監査人の知識構造の編成

監査人が知識を編成する際、短称事象の積み重ねだけではそれは成立しない。その編成には、知覚を制御する先験的な視点が不可欠である。これは知覚から独立して成立するが、個々の監査人が他の影響を全く受けずに、その妥当性が確保されているわけではない。幾度の変遷を経て自律的に成立した社会制度から、監査人は問題を引き受け、それに対する解を求め、その解を批判的に検討することで知識は客観性をもつ。この形式には以下のものがある。

I 状況

II 順序性

III 関係

IV 言明

状況は、特定の現象を範疇に振り分けることで一般性を保持する形式である。これは、現象を観察した短称事象の集合だけでは一般性を与えないので、知覚と独立した次元から客観性を与えるものである。監査人がこれを用いると、状況の範疇に含まれる現象を特定化することができる¹⁵⁾。その結果、知覚した現象だけでなく、

15) Gibbins and Wolf [1982] は、監査業務を①監査契約締結前、②監査計画編成、③監査実施時、④監査報告書作成および⑤監査報告書を経営者に交付した後に分け、それぞれで重視する項目について報告している。①では被監査会社の販売計画、被監査会社の会計システム、職員、被監査会社の収益性などの被監査会社に関わる項目が重視されるのに対して、②から④では会計基準、監査基準、重要性や内部統制などが重視されていた ($W=.796$, $p=.0005$).

監査人はまだ知覚していない現象についても同一の取り扱いができる。これを監査人の認知資源の配分からみると、定義に合致する刺激だけを感じ覚することに認知資源を配分すればよいので、監査人は注意を引き下げることができる。また状況には、一般性を付与された現象に因果関係の形式を与える関係を組み込むことができる。これは演劇におけるスクリプトに相当するものといえる。スクリプトでは役がどのように振舞うかを記述し、それは役者に対して無差別に拘束する。つまり役者に応じて役の振る舞いを変更することではなく、その役を演じる限り誰でも公平に扱われる。これを状況に当てはめると、現象が役に、因果関係が振る舞いに該当する。監査人はこのようなスクリプトを用いて知識を整理している。

順序性は、集合の上に順序関係¹⁶⁾を成立させる形式をいう。この形式は、リスク・アプローチにおいては目標状態における重要性の設定、初期状態の評価および監査人の作用素の行使に関係する。重要性の関心は監査業務全般の信頼性を確保することにあり、そこで設定される金額は監査業務で看過される誤謬金額との比較対象となる。この比較を支えているのが順序性である。順序性の適用は目標状態の評価に留まらず、同一の定義をもつ現象の比較、つまり初期状態の評価にも適用される。これは、現象と現象を同一の次元で扱うことで、知覚に客観的な形式を与えるものである。また特定目的を到達するために選択される作用素についても順序性

が適用される。これも初期状態の評価と同様に客観的な形式に変換されるための手続きである。なお本稿では任意の二元の間に必ず順序関係が成立する順序集合のうち、空でない任意の部分集合で常に最小元をもつ整列集合を取り上げる。

関係は、目標状態・初期状態および作用素の間に因果関係を与える形式である。順序性は現象の間に客観的な形式を与えるものであり、それは知覚を制御するためのものである。先験的な視点はこれだけに留まらない。関係は順序性で整理された現象に論理的な繋がりを与えるものであり、先験的な視点があって成立するものである。本稿では、この関係を与えるものを順序同型写像 f で考えることにする¹⁷⁾。

言明は、状況、順序性および関係で先験的な視点で整理された現象に対する監査人の見解を提示するものである。財務諸表監査の場合、その目標状態が監査意見の蓋然的信頼性の確保に置かれているので、監査意見は蓋然的な言明(～でありうる)という形態になるのは当然である。だが監査業務全体の言明がこの形態だけに限る必然性はない。順序性および関係からは、定言的な言明(AはBである)や仮言的な言明(AがBならばCはDである)という言明をとる。また状況においては現象を範疇に振り分けるため、それに基づく言明は肯定的な言明(現象aは状況Aである)や否定的な言明(現象aは状況Aではない)をとる。このように言明は、監査人が自らの見解を成立させる際に依拠する形式の特徴に応じて多様化する。

$X^2=97.91$, $df=41$)。また⑤については、不正や誤謬といった監査業務上の項目から監査報酬、被監査会社の経営上の懸案に至る広範囲の項目が重視されていた。

16) 順序関係とは、①集合Aの任意の元aに対して、 aOa が成立する反射律、②Aの任意の元a, bに対して、 aOb , $bOa \rightarrow a=b$ が成立する反対称律、③Aの任意の元a, b, cに対して、 aOb , $bOc \rightarrow aOc$ が成立する推移律が成立している関係をいう。

17) 順序同型写像 f は以下の三つの要件を満たす写像をいう。①順序集合A, Bがあり、 f はAからBへの写像とする。Aの任意の元a, bに対して、 $a \leq b \rightarrow f(a) \leq f(b)$ となる f は順序写像であり、②順序 $f \circ f^{-1}(a) \leq f(b) \rightarrow a \leq b$ が成立する時、 f は単射となり、③ f が全射である。順序集合A, Bにおいて、これらを満たす順序同型写像が少なくとも一つ存在する時、AとBは順序同型である。

監査人はこれらの形式に準拠して知識を編成していく。そこで問題になるのは、知識を長期に渡って保持することと知識を想起して円滑に適用することの二つである。何故ならば上述の形式は、知覚した現象のみならず、未だ知覚していない現象にも適用されて初めて客観性を確保されるからである。これを解決するために、知識は長期記憶に保存される。長期記憶は、知覚像を一時的に保持し、保持する容量も限定されている短期記憶に比べて、そこで保持されている知識は耐性をもち、その容量も大きいという特徴をもつ。知識は長期記憶に保持されることで、監査人は知覚した現象から客観的な形式を与えることができると同時に、長期にわたってタスク環境を安定させることで業務の効率化が図れる。

知識は長期記憶に保持されていくが、その保持は知識の形式に準拠して編成されていく。その編成は、知識単位の形成および組織化、知識単位の容量の限界を克服するための知識単位内での下層の知識単位の形成という手順を踏んで進められる。

知識単位とはその名の通り知識を保持する単位であり、認知心理学のチャンク¹⁸⁾に相当する。知識をタスク環境に適用するためには、その形式の具備だけでなく、タスク環境を特定化し、問題解決の手続きを明確にする必要があ

る。すなわちタスク環境で生じている現象から自身の見解を打ち立てる形式を一定の単位に組織化するのが、知識単位である。

知識単位は状況の形式に従って形成される。ただしそれは監査人自身の先験的な視点だけで形成されるわけではない。それは、監査が営まれている社会制度に対する解釈としての監査人の構想として形成される。したがって知識単位の形成は社会制度を無視しえないのである。だがこのことは知識単位が画一化することを意味するわけではない。むしろ社会制度は知識単位の形成の契機であり、そこから知識単位の形成が始まり、知識は多様化して行くのである。したがって、ここで示すものは一例にしかすぎない。監査業務の展開に合わせて、監査人は〈監査計画編成〉、〈内部統制の理解〉、〈テスト・オブ・コントロールズ〉、〈実証性テスト〉、〈監査報告書作成〉という知識単位を形成することができる。これらの知識単位では、状況に属する現象を特定化し、その現象に順序性を適用することで客観性を付与し、複数の現象の間に関係を適用することで現象を整理する。そして最終的には監査人の見解となる言明が産出される。

だが知識単位はこのままでは実用に耐えない可能性がある。知識単位の形式に属する項目が多ければ、範疇に振り分けられる現象が多くなるため、その特定化に時間がかかる。また関係そのものが多くなるので、現象の整理にも不都合である。これらは知識単位の容量を超えて知識を形成したために生じている。

その解決が知識単位内部に下層の知識単位を形成することである。これは上位の知識単位で組織化される項目を減少させることで上位の知識単位の負荷を軽減する措置といえる。ここで問題になるのは、上位の知識単位に属する項目を下層の知識単位に委譲する方法である。この点について〈実証性テスト〉で検討してみよう。監査手続を実施する際、相互に関連する監査要点は同時に実施される。これは目的と手段を整合させる合理的な算段を監査手続に反映させる

18) 情報を保持している記憶は、情報を個々に保持しているのではなく、一定程度の情報を集めて保持している。そのようにして集積された知識のまとまりがチャンクである。チャンクについては、知識を保持する単位であるチャンクの数ほどの程度あるかという点およびチャンクを構成する知識の編集方法から研究が進められている。チャンクの数については、短期記憶については五から七のチャンクがあることが知られている。チャンクの編集方法については、その巧拙によってチャンクに集積される知識量は変化してくる。例えば0と1を配列した数を記憶する際、十進法よりも二進法を利用した方がチャンクに集積される情報量は増加する。

措置であり、具体的にはサイクル・アプローチとなる。サイクル・アプローチは被監査会社の取引形態に即して監査手続を編成する手法であり、その中には〈収益・現金等価物受領サイクル〉、〈資産取得・支出サイクル〉、〈資金調達・投資サイクル〉などのサイクルがある。これらのサイクルは状況の形式に該当するので、再び知識単位の組織化が進められていく。このような手続きを展開していくことで、知識単位は容量の限界が克服されるだけでなく、タスク環境を処理する形式の詳細性を確保していく。

② 監査人のタスク環境の処理：作業記憶の形成と関係における学習について

監査人は長期記憶に保持されている知識構造を駆使してタスク環境に対処する。監査人がタスク環境に対処する際、新たな問題が浮上する。それは、知覚と知識が独立して機能して一つずつ手順を踏んでいくのか、すなわち知覚像を符号化・保持・想起する手順を担当するモジュールを前提にするのか、あるいは知識は知覚を制御するものとしてモジュールの交換を認めるのかという問題である。本稿では後者の立場にたつ。その理由は、モジュールを前提にする理論では、一度に複数の認知能力を必要とするタスク、例えば記憶と思考が求められる計算のようなタスクを説明できないからである。また知覚に知識の影響を認めれば、認知資源の有限性とその配分で検討した事項で論じたように、モジュールの交換を認めると、知識と複数の認知の相互関係を許容できるからである。

知識による知覚の制御を分析するために、本稿では作業記憶を導入する。作業記憶は認知心理学の分野でも様々な見解があるが、本稿では長期記憶が問題解決に直面して活性化した状態が作業記憶であるという立場を採用する¹⁹⁾。す

なわち作業記憶はタスク環境に対する監査人の知覚と知識構造を結合させているのである。この二つを結合させることで監査人は有意味な情報をもつのである。何故ならば、タスク環境に直面する監査人の知覚像はそれのみでは感性の域を出ず、知識構造の先験的な視点もそれだけでは何も産出せず、この二つを結合させることで、知覚像は客観的な形式になり、知識構造も機能するからである。

作業記憶の機能は、知識単位に属する現象の特定化、それに順序性および関係を適用して、最終的に自らの見解である言明を産出することである。これらの中で監査人の特色が出るのは関係の適用である。これは、関係は他の形式に比べて監査人の解釈が最も強く反映されることに由来している。そこで関係以外の形式が作業記憶においてどのように機能しているかを述べ、関係の特色について検討していきたい。

現象の特定化は、知識単位内部に現象の定義

ようになってきたからである。従来のモジュール理論では短期記憶に移転する符号化された情報を制御することに力点が置かれていた。そのため、認知資源の配分を記憶の構成部分と関連させていた。確かにこの立場は記憶を理解することに貢献したといえる。だが人間は複数の認知を同時に遂行していて、これを統括する仕組みを考察する必要がある。例えば二桁の積を計算する場合、計算結果の記憶、計算の手続きを行なう思考などを同時に遂行しており、人間は記憶だけに関わっているわけではない。記憶の機能に専心するモジュール理論ではこれを説明することができず、複数の認知活動を制御する作業記憶が提案された。Baddeley [1986] は、中央実行系が音韻ループと視空間的記憶メモを制御すると主張した。彼の立場は短期記憶に思考という側面を加えたものが作業記憶であると理解していた。これに対してEricsson and Kintsch [1995] やSchneider [1993] は長期記憶が活性化した状態が作業記憶であると主張した。長期記憶に保持されている多様な知識を想起し、これに基づいて情報選択の探索、情報の重要度の決定および関連づけを行なうことができる。これは、問題構築、対タスク適応や認知資源配分を解決する仕組みとして作業記憶を捉えることを可能にするものである。したがって、この立場は本稿の立場と視点を共有しているといえる。

19) そもそも作業記憶に対する考察が進展したのは、認知資源の容量に限界があるという指摘が支持される

に基づく探索(cue)を設定し、それと知覚像を比較することで進展する。この機能は探索と知覚像の照合であるから、合理的な算段を整えることで熟達することができる。順序性は現象に順序関係を適用するものであり、これも現象の特定化と同様に熟達することができる。言明については言明形態を付与することに主眼が置かれ、それは関係による因果関係を受けて展開する。したがって言明は関係を形式的に処理することに特徴があり、これも熟達可能なものといえる。

関係については、監査人の解釈が強く反映される。財務諸表監査では整列集合、順序同型写像および数学的帰納法を関係に適用して、監査人が採用する解釈によって作用素の選択および判断の結果が異なるという特徴がある。したがって適切な監査業務を編成するためには、整列集合をはじめとする論理関係および監査人の構想を客観化するプロセスの分析が重要である。

監査人の整列集合は順序性で触れたように重要性を考慮して設定される。これを整列集合に反映させるため、整列集合 W の元 a よりも小さい W の元の集合を $W \langle a \rangle$ で表わす。監査人の関心は、比較定理によって順序同型が成立している W 、 W' について、重要性を基にして設定した $W \langle a \rangle$ の順序同型写像 f による終集合 $W' \langle a' \rangle$ を決定することである。なお W' は重要性に関する整列集合 W と因果関係にある現象の整列集合である。 $W \langle a \rangle$ および $W \langle a' \rangle$ について以下のことが成立する。順序同型写像 f は整列集合 W からそれ自身への写像とすると、 W の元 x について常に $f(x) \geq x$ が成立する。したがって整列集合 W と任意の a に関する $W \langle a \rangle$ とは決して順序同型にはならない。また a, b が W の異なる二元であれば、 $W \langle a \rangle$ と $W \langle b \rangle$ は順序同型にならない。この結果、整列集合 W 、 W' が順序同型ならば、 $W \langle a \rangle$ と同型になる $W' \langle a' \rangle$ が存在し、 a と a' および順序同型写像 f が一意的に決定する。

終集合 $W' \langle a' \rangle$ と W' の部分集合 A について以下のことが成立する。 W' の任意の元 a' に関して、 $W \langle a' \rangle \subset A \rightarrow a' \in A$ であれば、 $A = W'$ となる。これから数学的帰納法を導くことができる。すなわち、 a' を W' の任意の元として、命題 P が $x < a$ である x について P が成り立つと仮定し、 P は a についても成り立つとすれば、 P は W の全ての元について成立する。財務諸表監査では $x < a$ である x について成立する命題 P は a では成立しないので、財務諸表監査については数学的帰納法が成立しない。したがって監査人は $a \leq x$ となる x について知覚し、これを摘発する作用素を講じることになる。

以上から、一意的に成立する順序同型写像が存在すること、これによる終集合も一意的に決定すること、その終集合に数学的帰納法が成立しないことが明らかになった。しかしこのことは監査人が順序同型写像を見つけ出すことを保障するものではない。したがって監査人が適切な作用素を講じるためには、適切な順序同型写像を見つけ出すことが重要である。そして順序同型写像を見つけることは、監査人の主観的な構想を客観的な状況に埋め込むことで客観性を確保する措置に求められる。何故ならば財務諸表監査では整列集合および部分集合について成立している数学的帰納法が成立しない以上、監査人が異なる順序同型写像を与える可能性を否定できず、その結果監査人の見解も異なってくることが予想されるからである。すなわち監査人がもつ順序同型写像によって同型になる整列集合が異なってきた、これが監査人の見解を規定することになる。そして監査人がどのような順序同型写像をもつかは手続きとして示されるのではなく、学習を通じて監査人に獲得されるものである。その学習は、手続き的知識の精度を向上させるものだけではなく、監査人自身の構想として現れる知識を批判的に検討するものである。後者の学習は知識変革を促すものであり、現在の知識における誤りを排除するものである。その特徴は手続き的なものではなく、現

在の知識の成果を踏まえつつ、それよりも一般性をもつものとして提示されるものである。だから知識変革を目指す監査人は、知識変革の方法よりそのような方法によって現在よりも適切な知識を編成しているかを考察する姿勢が必要になる。

V 結論と今後の課題

監査人は財務諸表に対する意見形成という目標を達成するために問題解決行動を行っている。これを分析すめために、監査人の知識構造に対する理解が必要である。何故ならば、問題構造に対する深い理解を促し、問題解決に向けた効果的な方略の発見、問題解決を手続き化して自動処理するプロセスの形成に知識構造が関わっているからである。このように監査人の問題解決にとって知識構造の果たす役割が大きいとはいえ、問題解決を監査人の心理学的また行動主義的分析に還元する態度は慎まなければいけない。それは監査という社会制度の様式の中に本質があるという前提を置くものであり、経験的なテストを拒絶するものである。このような方法論上の難点を避けるため、本稿では、社会制度およびその機能様式を前提にして、それに対する解釈の中から知識が形成されるという立場を採用した。

本稿では上述の方法論的立場を反映させるため、問題解決を社会制度的側面および監査人の主観的側面の分析でその特徴を明らかにし、それらの特徴から知識構造による問題解決を分析した。社会制度的側面では、現代の財務諸表監査の代名詞ともいえるリスク・アプローチを取り上げた。そもそもリスク・アプローチは監査業務の信頼性を確保するという特徴を前面に出している。これを具現化するために、リスク・アプローチでは①問題状況に応じて目標を確定する機能、②初期条件を評価する機能および③問題解決の手段を評価する機能を手続き化している。このような社会制度的側面を受けて、監

査人の主観的側面は、①監査人の問題構築、②経験的事象の表現、③対タスク環境適応、④認知資源配分および⑤学習の五つの観点で分析できる。これらの根底には、社会的制度を客観的な状況と捉え、それに対処する監査人の認知能力に有限性を認めつつ、その知識に客観性を与える仕組みを構築するという視点がある。これを実現するために、監査人の知識編成を主観的な認識次元に求めず、客観的な状況における批判的な検討に求めた。

これを踏まえて、知識構造による問題解決では、①知識構造の編成および②作業記憶によるタスク環境の処理を分析した。知識構造の編成では社会制度の影響の下に先験的な視点による知識編成、その批判的検討を分析し、長期記憶に知識構造が保持されていること、知識単位の組織化、知識単位で階層化が進められていることをみた。作業記憶によるタスク環境の処理については、長期記憶の活性化した作業記憶と知覚像の結合が重要であることを確認した。その結合の中で監査人の特色が強く出るのは関係である。整列集合、順序同型写像および数学的帰納法による論理からこのことを分析し、監査人の学習の重要性について分析した。そこでの知見は、監査人の学習で重視されるのは、学習の方法論よりも漸進的に知識を変革する認識であった。

今後の課題については、知識構造に関する詳細な分析は当然であるが、監査人の様々な認知能力と知識構造の分析である。ヒューリスティックスをはじめとする思考や知覚などと知識の関係を問うことが重要になってくるだろう。また制度と監査人の知識との関係についても分析を進めていくことが必要である。本稿では制度が監査人の自由な構想を保障するという立場を採用した。もちろん制度にはこのような側面がある。しかしそれだけではない。監査人と投資家・経営者の各構想を公正に調停する役割に関する考察も必要だろう。この点については本稿では触れることができなかったもので、それが知

識構造に影響を与え、問題解決を規定する要因になるのかを明らかにするのが今後の課題である。

参考文献

- AAA, Committee on Basic Auditing Concepts, *A Statement of Basic Auditing Concepts, The Accounting Review*, Vol.48, Supplement, 1973 (青木茂男監訳・鳥羽至英訳『基礎的監査概念』, 国元書房, 1982年)
- AICPA, Auditing Standards Board, *Statement on Auditing Standards No.31, Evidential Matter*, 1980
- , ———, *Statement on Auditing Standards No.47, Audit Risk and Materiality in Conducting an Audit*, 1988
- , ———, *Statement on Auditing Standards No.56, Analytical Procedures*, 1988
- Anderson, John R., *Cognitive Psychology and its implications*, W. H. Freeman and Company, 1980 (富田達彦・増井透・川崎恵理子・岸学訳『認知心理学概論』, 誠信書房, 1982年)
- , *Rules of the Mind*, Lawrence Erlbaum Associates, 1993
- Anderson, Urton, Koonce, Lisa and Marchant, Garry, "A Model of Audit Judgment: Cognition in a Professional Context", in Ponemon, Lawrence A. and Gabhart, David R. L.(Ed), *Auditing—Advances in Behavioral Research*, Springer-Verlag, 1991
- Baddeley, A. D., *Working Memory*, Oxford University Press, 1986
- Berman, J., Read, S. and Kenny, D., "Processing Inconsistent Social Information", *Journal of Personality and Social Psychology*, Vol.45, 1983, pp.1211-1224
- Biggs, S. and Wild, J., "An Investigation of Auditor Judgment in Analytical Review", *The Accounting Review*, Vol.60, 1985, pp.607-633
- Birnberg, J. and Shields, M., "The Role of Attention and Memory in Accounting Decisions", *Accounting, Organizations and Society*, Vol.9, 1984, pp.365-382
- Broadbent, D. E., *Perception and Communication*, Pergamon Press, 1958
- Butt, J. and Campbell, T., "The Effects of Information Order and Hypothesis-Testing Strategies on Auditors' Judgments", *Accounting, Organizations and Society*, Vol.14, 1989, pp.471-479
- Christenson, Charles, "The Methodology of Positive Accounting", *The Accounting Review*, Vol.58, 1983, pp.1-22
- Cohen, C., "Person Categories and Social Perception : Testing some Boundaries of the Processing Effects of Prior Knowledge", *Journal of Personality and Social Psychology*, Vol.40, 1981, pp.441-452
- Demeski, Joel S., "Positive Accounting Theory : A Review", *Accounting, Organizations and Society*, Vol.13, 1988, pp.623-629
- Ericsson, K. Anders and Kintsch, Walter, "Long-Term Working Memory", *Psychological Review*, Vol.102, 1995, pp.211-245
- 千代田邦夫『アメリカ監査論〔第2版〕』, 中央経済社, 1998年
- Frase, L. T., "Associative Factors in Syllogistic Reasoning", *Journal of Experimental Psychology*, Vol.64, 1968, pp.407-412
- Gibbins, Michael and Wolf, Frank M., "Auditors' Subjective Decision Environment : The Case of a Normal External Audit", *The Accounting Review*, Vol.57, 1982, pp.105-124
- and Jamal, Karim, "Problem-Centred Research and Knowledge-Based Theory in the Professional Accounting Setting", *Accounting, Organizations and Society*, Vol.18, 1993, pp.451-466
- 波多野誼余夫編『認知心理学5 学習と発達』, 東京大学出版会, 1996年
- Hogarth, Robin M., "A Perspective on Cognitive Research in Accounting", *The Accounting Review*, Vol.66, 1991, pp.277-290
- Hunt, R. Reed and Ellis, Henry C., *Fundamentals of Cognitive Psychology*, Sixth Edition, McGraw-Hill, 1998
- 市川伸一編『認知心理学4 思考』, 東京大学出版会, 1996年

井上達夫『他者への自由』, 創文社, 1999年

石原俊彦『リスク・アプローチ監査論』, 中央経済社, 1998年

Johnson-Laird, P. N. and Wason, P.C., "A Theoretical Analysis of Insight into a Reasoning Task", *Cognitive Psychology*, Vol.1, 1970, pp.134-148

———, *Mental Models : Toward a Cognitive Science of Language, Inference, and Consciousness*, Cambridge University Press, 1983 (海保博之監訳『メンタルモデル—言語・推論・意識の認知科学—』, 産業図書, 1988年)

Joyce, E. and Biddle, G., "Anchoring and Adjustment in Probabilistic Inference in Auditing", *Journal of Accounting Research*, Vol.19, 1981, pp.323-349

Kida, T., "The Impact of Hypothesis-Testing Strategies on Auditors' Use of Judgment Data", *Journal of Accounting Research*, Vol.22, No.1, 1981, pp.332-340

Kinney, W.R., Jr. and Uecker, W., "Mitigating the Consequences of Anchoring in Auditor Judgments", *The Accounting Review*, Vol.57, 1982, pp.55-69

Kissinger, John N., "A General Theory of Evidence as the Conceptual Foundation in Auditing Theory : Some Comments and Extensions", *The Accounting Review*, Vol.50, 1975, pp.322-339

Klayman, J. and Ha, Y., "Confirmation, Disconfirmation, and Information in Hypothesis Testing", *Psychological Review*, Vol.94, 1987, pp.211-228

——— and ———, "Hypothesis Testing in Rule Discovery : Strategy, Structure, and Content", *Journal of Experimental Psychology : Memory, and Cognition*, Vol.15, 1989, pp.596-604

Lackner, J.R. and Garret, M.F., "Resolving ambiguity : Effects of biasing context in the unattended Ear", *Cognition*, Vol.1, 359-372

Libby, Robert, "Availability and the Generation of Hypotheses in Analytical Review", *Journal of Accounting Review*, Vol.23, 1985, pp.648-668

——— and Tan, Hun-Tong, "Modeling the Determinants of Audit Expertise", *Accounting, Organiza-*

tions and Society, Vol.19, 1994, pp.701-716

内藤文雄「監査判断形成の認知論的アプローチ」『国民経済雑誌』第171巻第6号, 1995年, 55-74頁

———『監査判断形成論』, 中央経済社, 1995年

Nelson, Mark W., Libby, Robert and Bonner, Sarah E., "Knowledge Structure and the Estimation of Conditional Probabilities in Audit Planning", *The Accounting Review*, Vol.70, 1995, pp.27-47

Newell, A. and Simon, H.A., *Human Problem Solving*, Prentice-Hall, 1972

Peters, James M., "A Cognitive Computational Model of Risk Hypothesis Generation", *Journal of Accounting Research*, Vol.28, Supplement, 1990, pp.83-103

———, "Decision Making, Cognitive Science and Accounting : An Overview of the Intersection", *Accounting, Organizations and Society*, Vol.18, 1993, pp.383-405

Popper, Karl R., *The Open Society and Its Enemies*, Roudledge and Kegan, 1945 (小河原誠・内田詔夫訳『開かれた社会とその敵』, 未来社, 1980年)

Robertson, Jack C., *Auditing*, Eighth Edition, Irwin, 1996

Rothbart, M., Evans, M. and Fulero, S., "Recall for Confirming Events : Memory Processes and the Maintenance of Social Stereotypes", *Journal of Experimental Social Psychology*, Vol.15, 1979, pp.343-355

Schneider, Walter, "Varieties of working memory as seen in biology and in connectionist/control architectures", *Memory & Cognition*, Vol.21, 1993, pp.184-192

Sellars, Wilfrid, *Empiricism and the Philosophy of Mind*, Harvard University Press, 1997

Simon, Herbert A., *The Science of the Artificial*, Third Edition, MIT Press, 1996 (稲葉元吉・吉原英樹訳『システムの科学 [第3版]』, パーソナルメディア, 1999年)

Skov, R. and Sherman, S., "Information-Gathering Processes : Diagnosticity, Hypothesis-Confirmatory Strategies, and Perceived Hypothesis Confirmation", *Journal of Experimental Social Psychology*, Vol.22,

- 1986, pp.93-121
- Smith, James F. and Kida, Thomas, "Heuristics and Biases : Expertise and Task Realism in Auditing", *Psychological Bulletin*, Vol.109, 1991, pp.472-489
- Snyder, M. and Campbell, B., "Testing Hypotheses about Other People: The Role of Hypothesis", *Personality and Social Psychology Bulletin*, Vol.6, 1980, pp.421-426
- and Cantor, N., "Testing Hypotheses about Other People : The Use of Historical Knowledge", *Journal of Experimental Social Psychology*, Vol.15, 1979, pp.330-332
- and Swann, W.B., Jr., "Behavioral Confirmation in Social Interaction : From Social Perception to Social Reality", *Journal of Experimental Social Psychology*, Vol.14, 1978, pp.148-162
- and Uranowitz, S., "Reconstructing the Past : Some Cognitive Consequences of Person Perception", *Journal of Personality and Social Psychology*, Vol.36, 1978, pp.941-950
- and White, P., "Testing Hypotheses about Other People : Strategies of Verification and Falsification", *Personality and Social Psychology Bulletin*, Vol.7, 1980, pp.39-43
- 高野陽太郎編『認知心理学 2 記憶』, 東京大学出版会, 1995 年
- Tinker, Anthony M., Merino, Barbara D. and Neimark, Marilyn Dale, "The Normative Origins of Positive Theories : Ideology and Accounting Thought", *Accounting, Organizations and Society*, Vol.7, 1982, pp.167-200
- Toba, Yoshihide, "A General Theory of Evidence as the Conceptual Foundation in Auditing Theory", *The Accounting Review*, Vol.50, No.1, 1975, pp.7-24
- 「財務諸表監査における立証プロセスと究極的要証命題の構造(1)」『會計』第114巻第号, 1978 年, 126-140頁
- 「財務諸表監査における立証プロセスと究極的要証命題の構造(2)」『會計』第114巻第2号, 1978年, 64-78頁
- , "A Semantic Meaning Analysis of the Ultimate Proposition to be Verified by Independent Auditors", *The Accounting Review*, Vol.55, 1980, pp.604-619
- 富塚嘉一「実証的会計学の方法の問題点」『會計』第131巻第6号, 1987年, 773-788頁
- 「方法論的個性主義をめぐる諸問題—社会科学の方法へ向けて—」『商学論纂』第30巻第3号, 1988 年, 103-126頁
- 「会計学における先験主義vs実証主義」『商学論纂』第31巻第5・6号, 1990年, 245-265頁
- 『会計認識論』, 中央経済社, 1997年
- Trotman, K. and Sng, J., "The Effect of Hypothesis Framing, Prior Expectations and Cue Diagnosticity on Auditors' Information Choice", *Accounting, Organizations and Societys*, Vol.14, 1989, pp.565-576
- Tulving, E., *Elements of Episodic Memory*, Oxford University Press, 1983
- Zadny, J. and Gerard, H., "Attributed Intentions and Informational Selectivity", *Journal of Experimental Social Psychology*, Vol.10, 1974, pp.34-52